別冊２

一般電気事業供給約款料金算定規則に基づく事業者設定基準および燃料費調整制度関係事項届出補正書

関 西 電 力 株 式 会 社

（別表）

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第１９条の２第８項	特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準
第２１条第２項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
第２１条第４項	電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価

（別紙）

特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準
［第１９条の２第８項関係］

第１９条の２第７項の規定による基準は，以下のとおり設定する。

料金率は，低圧需要の特別変動可変費に準拠し，使用電力量あたりの負担が等しくなるように設定する。ただし，使用電力量を３段階に区分している電灯需要の料金率については，第１段階および第２段階の使用電力量あたりの負担を第３段階より低廉となるよう設定する。

定額制については，電気の使用形態を勘案し設定する。

（別紙）

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
［第２１条第２項関係］

石　　油	0.2985
液化天然ガス	0.2884
石　　炭	0.4300

（別紙）

電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して契約種別ごとに定めた単価
［第２１条第４項関係］

区分				単位	単価（円.銭厘）
定額制供給	定額電灯および公衆街路灯Ａ	電灯	２０Ｗまで	１　灯	1.636
			４０Ｗまで	〃	3.272
			６０Ｗまで	〃	4.908
			１００Ｗまで	〃	8.180
			１００Ｗ超過１００Ｗまでごとに	〃	8.180
		小型機器	５０ＶＡまでの機器	１機器	2.443
			１００ＶＡまでの機器	〃	4.886
			１００ＶＡ超過１００ＶＡまでごとに	〃	4.886
	臨時電灯Ａ	５０ＶＡまで１日につき		１契約	0.066
		１００ＶＡまで１日につき		〃	0.132
		100VA超過500VAまで100VAごとに1日につき		〃	0.132
		500VA超過1kVAまで1日につき		〃	1.319
		1kVA超過3kVAまで1kVAまでごとに1日につき		〃	1.319
	臨時電力	１日につき		１ｋＷ	1.386
	農事用電力(脱穀調整用)[附則]	１日につき			
		0.5　ｋＷ		１契約	0.347
		１　ｋＷ		〃	0.692
		２　ｋＷ		〃	1.386
		３　ｋＷ		〃	2.078
		３ｋＷ超過１ｋＷ増すごとに		〃	0.692
従量制供給	従量電灯A,臨時電灯Bおよび公衆街路灯B	最低料金　最初の１５ｋＷｈまで		１契約	3.159
		電力量料金　１５ｋＷｈ超過分		１ｋＷｈ	0.211
	上記以外	低圧		１ｋＷｈ	0.211